

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月2日から施行する。
(平成30年3月22日 奈良県指令農経第208号)
- 2 第1章総則において、第2条第1項第4号及び第10号、同条第5項、第6項及び第10項、第4条第2項第7号については、当分の間、適用しない。
- 3 第2章農作物共済において、第39条については、当分の間、適用しない。
- 4 第4章果樹共済において、第77条第4号、第6号、第7号及び第11号、第80条第1項第4号、第82条、第84条第3項、第86条第2項、第87条第3項、第89条第1項第3号、同条第3項、第4項及び第5項、第90条第2項、第92条第3項、第6項、第7項及び第8項については、当分の間、適用しない。
- 5 第5章畑作物共済において、第101条第1項第2号、第104条第2号、第105条第2号、第108条第1項第3号、第111条第3項、第117条、第118条については、当分の間、適用しない。
- 6 第6章園芸施設共済において、第141条、第142条については、当分の間、適用しない。
- 7 第7章任意共済において、第146条の2第1項第8号及び第10号、第166条、第2節第2款小損害実損填補特約（第173条の2から第173条の4）、第6款継続申込特約（第183条及び第184条）、第7款共済掛金等分割払特約（第185条から第188条）、第189条第2項、第195条第4号、第201条第3項及び第4項、第218条、第3節第3款農機具更新共済（第219条から第234条）、第4節第2款臨時費用担保特約（第235条から第237条）、第3款継続申込特約（第238条及び第239条）、第4款共済掛金等分割払特約（第240条から第243条）、第5款自動継続特約（第244条から第245条）、第6款地震等担保特約（第246条及び第247条）については、当分の間、適用しない。
- 8 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により家畜共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 家畜共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る最初の共済掛金期間に対する組合員負担共済掛金の払込期限（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、その第1回目の払込期限。以下この号において同じ。）が、令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第69条第1項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第70条第3項又は第4項）又は第78条第1項（共済掛金の分割支払がされる場合にあつては、第79条第3項又は第4項）の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。
 - (2) 前号の共済関係（第55条第2項の規定に基づき特定の日に関済責任が始まる旨を定めている場合を除く。）に係る共済責任は、第55条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から開始する。

イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日

ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 家畜共済に係る共済関係であって、共済掛金期間が令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に満了するものについては、第69条第4項又は第78条第4項の規定にかかわらず、当該満了の日の翌日から令和2年9月30日までの期間を組合員負担共済掛金の支払の猶予期間とする。

(4) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から令和2年9月15日までの間に第82条第1項の増額の申出があった場合にあっては、同条第3項の規定にかかわらず、増額する共済金額に対する共済掛金の払込期限を令和2年9月30日とする。

(5) 家畜共済に係る共済関係について、令和2年3月16日から同年3月30日までの間に第11条第1項（同条第7項において準用する場合を含む。）の承諾をした場合にあっては、譲受人に適用される共済掛金率が譲受人に適用される共済掛金率を超えるときは、第69条第5項又第78条第5項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の差額の払込期限を令和2年9月30日とする。

9 組合員から新型コロナウイルス感染症の影響により園芸施設共済に係る組合員負担共済掛金の払込みが困難である旨の申出があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 園芸施設共済に係る共済関係であって、当該組合員に係る組合員負担共済掛金の払込期限が令和2年3月30日から令和2年9月29日までの間に満了するものについては、第142条第1項の規定にかかわらず、組合員負担共済掛金の払込期限を令和2年9月30日（共済責任期間を第140条第3項の規定により1年未満とする共済関係にあっては、共済責任期間の2分の1を経過する日又は令和2年9月30日のいずれか早い日）までとする。

(2) 前号の共済関係に係る共済責任期間は、第140条第1項の規定にかかわらず、組合員との協議により、次に掲げる日から1年間とする。

イ 令和2年3月30日時点において当該共済関係が成立している場合は、同年3月30日

ロ 令和2年3月31日から令和2年9月22日までの間に当該共済関係が成立している場合は、当該共済関係が成立した日

(3) 園芸施設共済に係る共済関係であって、共済責任期間が令和2年3月31日から令和2年9月30日までの間に終了するものについて、当該組合員から、その共済責任期間の終了する日（以下この号において「終了日」という。）から令和2年9月30日までの間に当該共済関係に係る組合員負担共済掛金の払込みを受けた場合は、第140条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該共済責任期間は、終了日の翌日から1年間とする。

附 則

- 1 この規定の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は平成 30 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 変更後の規定は、平成 31 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日以後に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、平成 30 年産の農作物に係る農作物共済の共済関係、同日前に共済責任が始まる家畜共済の共済関係並びに同日前に共済責任期間が開始する果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の共済関係については、変更前の事業規程（第 7 章を除く。以下「旧事業規程」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の農作物共済又は畑作物共済の一筆方式に係る規定は、平成 33 年以前の年産の農作物に係る共済関係に限り、適用するものとする。
- 4 平成 32 年 1 月 1 日前に開始する家畜共済の共済掛金期間に係る共済関係についての変更後の第 84 条の規定の適用については、同条中「費用」とあるのは「費用（初診料を除く。）」と、「90/100」とあるのは「100/100」と、「100 分の 90 に相当する金額」とあるのは「金額」とする。
- 5 平成 33 年 3 月 31 日までに共済責任期間（家畜共済にあっては、共済掛金期間）の満了する共済関係に係る共済掛金の無事戻しは、平成 34 年 3 月 31 日までの間に限り、旧事業規程の規定の例により行うことができる。
- 6 変更後の第 41 条、第 105 条、第 128 条及び第 150 条の規定は、平成 34 事業年度から適用するものとし、同事業年度前の事業年度における共済金額の削減については、なお従前の例による。

（平成 30 年 6 月 27 日 奈良県指令農経第 57 号）

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 平成 31 年 1 月 1 日以後に共済責任が始まる家畜共済の共済関係について、この組合が組合員との協議により特定の家畜共済の共済関係について特定の日に関済責任が始まる旨を定めたときは、第 55 条の規定にかかわらず、当該共済関係に係る共済責任は、その特定の日から始まる。ただし、包括共済家畜区分に属する家畜（群単位肉豚を除く。）であって、その日以後飼養するに至ったものにあつては、その飼養するに至った時から始まる。
- 3 前項の共済関係に係る共済掛金の支払（分割支払をする場合にあつては、第 1 回目の支払）は、前項の特定の日から 2 週間以内にしなければならない。この場合において、第 65 条第 2 項の規定を準用する。

（平成 30 年 11 月 28 日 奈良県指令農経第 121 号）

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 16 条及び第 53 条の変更規定 奈良県知事の認可のあった日又は令和元年 7 月 1 日のいずれか遅い日

(2) 第 135 条及び第 145 条の変更規定 奈良県知事の認可のあった日又は令和元年 9 月 1 日のいずれか遅い日

2 変更後の第 16 条及び第 53 条の規定は、附則第 1 項第 1 号に規定する施行日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる家畜共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

3 変更後の第 135 条及び第 145 条の規定は、附則第 1 項第 2 号に規定する施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

(令和元年 6 月 2 1 日 奈良県指令農経第 4 0 号)

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 7 月 1 日のいずれか遅い日から施行する。ただし、園芸施設共済に係る規定の変更（第 16 条、第 135 条、第 136 条、第 139 条、第 144 条、第 145 条、第 149 条）及び保管中農産物補償共済に係る規定（第 270 条～第 287 条）については、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 9 月 2 日のいずれか遅い日から施行し、第 5 条の変更規定は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。

2 変更後の園芸施設共済に係る規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係から適用するものとし、同日前に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係については、なお従前の例による。

3 建物共済及び農機具共済並びに保管中農産物共済については、事業規程第 6 節の「大規模自然災害発生時の特例」を準用する。

4 変更後の附則第 9 項及び第 10 項の規定は、令和 2 年 3 月 30 日から適用し、令和 2 年 10 月 1 日に失効する。

(令和 2 年 6 月 3 0 日 奈良県指令農経第 4 5 号)

附 則

1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和 2 年 9 月 2 日のいずれか遅い日から施行する。

(令和2年8月31日 奈良県指令農経第82号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行し、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）の施行の日（令和2年7月1日）から適用する。
- 2 適用日前にされた改正前の第2条第2項第3号、第60条第2項第2号及び附則第8項に基づく行為については、なお従前の例による。
(令和3年3月22日 奈良県指令農経第137号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 改正後の第26条の規定は令和4年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用するものとし、令和3年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
(令和3年6月28日 奈良県指令農経第47号)

附 則

- 1 この規程の変更は、奈良県知事の認可のあった日又は令和4年4月1日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 改正後の第26条の規定は、この規程の変更の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和5年産のものに係る共済関係）から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあっては、令和4年以前の年産のものに係る共済関係）については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第86条及び第93条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する収穫共済の共済関係については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第112条及び第118条の規定は、施行日以後に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する畑作物共済の共済関係については、なお従前の例による。
(令和4年3月24日 奈良県指令農経第133号)